

- 3面 マイナンバーをお知らせする通知カードは早めの受け取りを
- 6面 メニューコンクール レシピカードを配布
- 8面 新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンに伴う交通規制 住民参加型市場公募債 新宿夢まち債



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 FAX03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

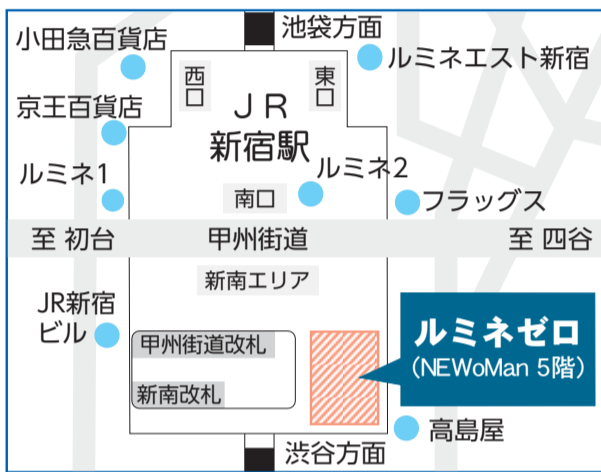
聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

確定申告が始まります

申告期間

- 所得税及び復興特別所得税…2月16日～3月15日 ※還付申告は受付中
- 贈与税…2月1日～3月15日
- 個人事業者の消費税及び地方消費税…3月31日まで

申告書の作成会場を ルミネゼロ(NEWoMan 5階)に開設します



所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成会場を、ルミネゼロ(渋谷区千駄ヶ谷5-24-55、NEWoMan5階、左地図参照)に開設します(新宿・四谷・中野税務署の合同会場です)。

確定申告に必要な書類とマイナンバーに係る本人確認書類(下記)をお持ちの上、直接、会場へおいでください。

【開設期間】2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜日を除く)

※2月19日・26日の日曜日は開場します。

【受付時間】午前8時30分～午後4時(相談は午前9時15分から)

※税務署内には、確定申告書の作成会場は設置しません。

※記入等の済んでいる申告書は税務署に提出してください。

- ▶所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税等…新宿税務署(〒169-8561北新宿1-19-3)☎(3362)7151、四谷税務署(〒160-8530三栄町24)☎(3359)4451
- ▶住民税…区税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階)☎(5273)4107・☎(5273)4108
- ▶国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

※社会保険料控除、高齢者のおむつ代の医療費控除、寝たきりの高齢者等の障害者控除について、2面「所得税及び復興特別所得税・住民税の申告のときにご確認ください」の記事の中でご案内しています。

贈与税の申告と納税

平成28年中に個人から土地・建物・現金・預貯金・株式等の贈与を受け、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方や、「相続時精算課税」の特例を適用する方は、贈与税の申告が必要です。

贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。また、e-Taxも利用できます。

国税庁ホームページで 申告書が作成できます

●郵送でも提出できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って金額等を入力すると、税額等が自動計算され、申告書等が作成できます。作成した申告書等は、印刷(白黒でも可)して税務署に提出できます。



提出は郵送でも受け付けます。申告書の控えに税務署の受付印が必要な方は、作成した申告書2部(提出用と控用。いずれも鉛筆書き不可)のほか、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

また、作成した申告書等に電子証明書を添付し、インターネットを利用して送信(提出)することもできます(e-Tax)。詳しくは、税務署へお問い合わせください。国税庁ホームページでもご案内しています。

税理士による無料申告相談

申告書を作成して提出できます

確定申告に必要な書類とマイナンバーに係る本人確認書類(下記)をお持ちの上、当日直接、会場へおいでください。車での来場はご遠慮ください。

【日程・会場】右表のとおり

【相談時間】午前9時30分～12時・午後1時～4時(受け付けは終了時間の30分前まで)

※譲渡所得のある方、税理士に依頼している方、相続税・贈与税の相談はご遠慮ください。

※記入等の済んでいる申告書は税務署に提出してください。

●新宿税務署管内の方

日程(2月)	会場
1日(水)～3日(金)	戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)
6日(月)・7日(火)	落合第二地域センター(中落合4-17-13)
8日(水)～10日(金)	落合第一地域センター(下落合4-6-7)
13日(月)～17日(金)	区役所本庁舎地下1階11会議室(歌舞伎町1-4-1)

●四谷税務署管内の方

日程	会場
1月27日(金)まで	牛込笹塚地域センター(笹塚町15)
1月30日(月)～2月3日(金)	若松地域センター(若松町12-6)
2月6日(月)～10日(金)	櫻町地域センター(早稲田町85)
2月13日(月)～15日(水)	四谷保健センター(三栄町25)

にせ税理士にご注意を!

税理士資格のない者が、税務相談・税務書類の作成・税務代理などをすることは、法律で禁じられています。資格がなく、専門知識に欠ける「にせ税理士」に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を被る恐れもあります。

税理士は税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。税理士をかたる不審な人物には、十分ご注意ください。

28年分の申告から マイナンバーの記載が必要です

平成28年分の申告から、「所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」「贈与税」「住民税」の申告書には、本人と被扶養者等のマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。窓口で申告する際は、申告する方の本人確認書類(下記)をお持ちください。郵送の場合は、本人確認書類の写しを添付してください。

【本人確認書類の例】マイナンバーの確認(個人番号確認)と身元確認ができる書類が必要です。①か②のいずれかをご提示ください。

- ▶①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(個人番号確認と身元確認)
- ▶②通知カードなど(個人番号確認)と運転免許証など(身元確認)の2点

※確定申告書をご自宅等からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。



マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

●「広報しんじゅく」お詫びと訂正

12月25日号広報しんじゅく3面の「2月からの確定申告でe-Taxを利用する方へ」の記事の中で、「電子証明書が標準搭載されたマイナンバーカードを申請・取得してください。」と掲載しましたが、正しくは「区では、e-Tax等で利用できる公的個人認証サービスの電子証明書が標準搭載されたマイナンバーカードを交付しています。」でした。お詫びして訂正します。

住民税の申告書をお送りします 申告が必要な方は区税務課へ申告を

平成28年度の住民税(特別区民税・都民税)を申告した方等には、2月3日(金)に29年度の申告書を発送します。申告が必要な方は、受付期間内に区税務課(本庁舎6階)へ申告してください。申告書は郵送でも提出できます。

申告の内容は国民健康保険料・介護保険料等の算定の資料になります。収入が一定額以下の方も、申告書の提出にご協力ください。

【受付日時】2月6日(月)～3月15日(水)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。火曜日は午後7時まで)

※初日・最終日は申告窓口が大変混雑します。郵送での申告もご利用ください。

【手続きに必要な書類】左記本人確認書類

※代理申告の場合は、委任状と代理人の身元確認・申告者本人の個人番号確認が必要です。

※区が発送する申告書(申告者の住

所・氏名のフリガナ・生年月日が印字されたものは、本人の身元確認・代理申告の代理権確認(委任状の代わり)として使用できます。本人の個人番号確認書類もお持ちください。

●区役所の日曜開庁日にも29年度の住民税の申告を受け付けます

【受付日時】2月26日(日)午前9時～午後5時

【申告会場・問合せ】区税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階)☎(5273)4107・☎(5273)4108・☎(3209)1460へ。